

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年8月6日（月）
午後4時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議案 第 22 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 23 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 25 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案 第 26 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年8月6日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

1番 北田 直喜 2番 谷越 彦茂 3番 沖本 喜久雄

4番 野崎 努 5番 小坂 芳夫 6番 谷口 敬蔵

7番 石坂 誠一 8番 中山 修 9番 徳本 久邦

10番 原 武雄 11番 関口 たず子 12番 中田 登與志

13番 中島 悦子 14番 杉山 篤勇

5. 総会に欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名

加積地区 畠山 勇 経田地区 寺口 則康

7. 議事録署名委員

1番 北田 直喜 3番 沖本 喜久雄

8. 総会に出席した職員

事務局長 浦田 誠 庶務係長 五十嵐 孝

主任 杉本 ゆき子 主事 高木 宣行

主事 横田 悠介

【開 会：午後4時30分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度8月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、1番北田委員、3番沖本委員にお願いいたします。

議案第22号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第22号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定についてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。

【議案第22号 議案書をもとに朗読】

以上、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので本案件の事業計画変更申請に問題はないものと考えられます。

杉山会長： 続きまして担当地区委員の説明をお願いします。

小坂委員： 事務局からのとおり、特に問題無いと思います。

杉山会長： ただいま地区委員からの説明が終わりましたが、地区担当推進委員も出席しておられますので、含めて何かご意見がありましたらご発言願います。

畠山委員： 周囲も住宅となっているので、差支え無いと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第22号は意見決定いたします。
議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。4ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は2件ございましたが、1件取下げとなりまして、1件のみとなりました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は加積地区1件、合計面積が447㎡です。それでは5ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第23号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

小坂委員： 先ほど述べましたが、事務局から説明のあったとおり何の問題も

無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。
本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第23号は意見決定いたします。
議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明を求めます。

杉本主任： 議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年7月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。7ページが総括表になります。今月の案件は、1議案1件で、農協を通じて利用権設定を行う転貸であります。新規と再設定の内訳は、新規が1件1筆995㎡です。

以上の計画は、農用地の利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

杉山会長： 先月も申請があった場所ですか。

杉本主任： 先月の案件とは別の場所になります。
新たに1筆追加するものです。

谷越委員： 現在交渉中のものもあり今後さらに追加で出てくると思います。
最終的には2.5haくらいを目指していると聞きました。
今後は付近にワイン工場も建設し、そこでブドウ以外の果樹のジュース生産もできるようにしていきたいとのこと。

中田委員： なぜ4年の使用貸借契約なのか。契約自由の原則ではあるが、果樹ということなら収穫まで何年かかかると思うがどうしてか。

杉本主任： 4年に関しては〇〇との契約の残期間です。農業者年金の関係もありまして、一度期間を引き継いだ後に再度設定する予定になっております。使用貸借については本人に確認したうえで受け付けました。

杉山会長： その他に何か意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第24号は総括表記載のとおり決定いたします。

議案第25号遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 第25号議案「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」説明いたします。こちらの手続きは通称「非農地判断」と呼ばれているものでございます。農林水産省から出ている農地法の運用通知の中で、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合、対象農地が農地に該当するか否かについて農業委員会で判断を行うこととされておりますので、お諮りします。

議案書9ページの説明概要をご覧ください。今月の案件は2件です。地区別の内訳は道下地区で1筆、経田地区1筆、合計2筆1,909㎡です。

【議案第25号 議案書をもとに朗読】

亡くなられた所有者は生前大阪に居住しており、申請地は管理者のいない土地として10年以上前から耕作放棄状態でした。平成20年9月の荒廃農地調査では荒廃農地A判定が出されております。亡くなられてから相続人が全て相続放棄したため、所有者不明の状態が続いておりましたが、今年5月に相続財産管理人が選定され非農地の判断基準としましては、農地法運用通知第4の(4)で、農地として利用す

るには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備事業が計画されていない土地について、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合、又は、その土地の周囲の状況から見てその農地を復元しても継続して利用することが見込めない状況です。

現地については写真のとおりです。

平成 30 年 8 月 26 日、道下地区担当農業委員である原委員、経田地区担当農業委員である杉山委員、地区担当推進員である寺口推進委員及び事務局で現地の状況を確認いたしましたところ、既に原野の様相を呈しており農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であると認められました。

したがって、非農地と判断しても支障がないと考えられます。

杉山会長： それでは現地確認をされた地区委員からの説明をお願いします。

原委員： 以前からここは農地パトロールでも確認していた場所です。事務局から話しがあったように、抜根して整地したとしても誰がつくるのかという状況です。田んぼが小さい上に海からの塩害もあり、隣もアパート、水口も複雑化しており農地としての利用は困難かと思えます。

寺口委員： 写真で見る以上にひどいです。農地としての利用は困難だと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当地区委員からの説明が終わりました。地区担当推進委員も出席しておられますので、含めて何かご意見がありましたらご発言願います。

中山委員： この地面は相続人がいないということですが、非農地認定したあとどうする予定ですか。

高木主事： 財産管理人の方に処分権があるわけですが、現状のままでは農地としての処分も難しく、非農地判定してから処分します。

相続財産管理人の方は魚津市空き家対策協議会の座長もされており、危険老朽空き家の解体費用を回収するためにも、処分を進めたい考えです。

杉山会長： いろいろとご意見が出たところですが、非農地と判断してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第25号は原案どおり決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

五十嵐係長： 農地パトロールについて

杉本主査： 農地利用最適化推進活動の展開及び強化並びに農地利用最適化推進活動報告書（個表）の作成及び提出について

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後5時15分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第5条調査書

議案第23号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね25haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	申請者は今年の5月から両親と同居をしておりますが、実家は店舗と兼用であり手狭であるため、一般住宅への転用事業を継承して両親と同居のための一般住宅敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画で借り入れ可能を証する書類を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には既にコンクリート擁壁が設けられており、隣接する農地に被害の及ばぬように十分配慮し、生活排水は公共下水道を利用します。雨水排水は、隣接する道路側溝へ放流するほか、庭地については地下へ自然浸透させる計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		